

報 告 書

令和7年9月16日

元 内閣官房内閣総務官室内閣参事官

西澤 能之

1 はじめに

私は、令和4年6月28日、内閣官房内閣総務官室に内閣参事官として着任し、令和6年7月8日に離任するまで、同参事官の職にありました。現職は、総務省行政管理局企画調整課長です。

私は、令和4年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の内閣官房の担当者でした。

令和4年7月12日から同月14日までに内閣法制局からの意見を求めた際のやりとりについて、現在の担当者である内閣参事官富永健嗣の聞き取りに対して当時の担当者であった当職から回答をし、被告から乙第5号証（以下「乙5」という。）として提出したところ、裁判所から、乙5に記載された当時の担当者4名それぞれから、当時の経緯を具体的に報告することを求められたことを踏まえ、当職から本報告書のとおり報告させていただきます。

なお、聞き取りの際は、御厩敷元企画官（以下、「御厩敷企画官」といい、他の方についても当時の肩書きで記載します。）とは同席せず、それぞれに聞き取りが行われました。また、私自身の記憶をそのまま記載するため、本報告書の作成に当たり、御厩敷企画官とはやりとりしていないことを申し添えます。

2 当時の経緯

以下で当時の経緯について述べますが、具体的な日付については記憶しておらず、内閣法制局から開示された「応接録」に基づき、往訪が令和4年7月12日、回答が同14日との認識に至ったものです。

安倍元総理が亡くなられたことを受け、政府としての安倍元総理の追悼の方式について政府内で検討が行われる中、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠を整理したところ、その内容に法律問題が含まれることから、内閣法制局設置法（昭和

27 年法律第 252 号) 第 3 条第 3 号に規定する意見事務として内閣法制局に対して意見を求めることとしました。

具体的な経緯は記憶していませんが、令和 4 年 7 月 12 日の昼過ぎに内閣官房において甲 9 文書の案段階文書（以下「案段階文書」という。）を作成し、内閣府（内閣府設置法に基づき「国の儀式に関すること」を所掌し、過去において政府が関与する内閣総理大臣経験者の葬儀の実施を担っていました）に共有しました。また、同日のうちに内閣府とともに内閣法制局を訪問しました。案段階文書は、私がアウトラインを提示し、内閣官房のもう一人の担当者である御厩敷企画官が肉付けする形で作成しました。

なお、法律問題について意見事務として内閣法制局に意見を求めることは、内閣総務官室における業務プロセスに照らして一般的な対応です。

令和 4 年 7 月 12 日夕方、内閣官房の担当者であった御厩敷企画官及び私の 2 名並びに内閣府の担当者であった中嶋大臣官房総務課長及び田原同課課長補佐の 2 名の 4 名で内閣法制局を訪問し、意見事務として内閣法制局に意見を求めるため、同局の担当者である乗越参事官ほか（人数及び氏名は記憶にありません。）に案段階文書を示して内容を説明したところ、その場では同局から具体的な指摘はありませんでした。（その時のやりとりの内容や所要時間は記憶にありません。また、本件につき内閣法制局へ往訪したのはこの 1 回のみです。）。

上記内閣法制局への訪問後、令和 4 年 7 月 14 日までの間に、内閣法制局から、案段階文書について、内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らない修正に関する連絡が、電話であったと記憶しています。もっとも、この間の内閣法制局とのやりとり及び修正作業は、御厩敷企画官が担っており、いつ、誰から、何回連絡があったか私は承知しておりません。

内閣官房及び内閣府は、内閣法制局からの指摘を踏まえて案段階文書を修正しました。修正作業を行ったのは御厩敷企画官であり、修正した案段階文書は私が確認し、御厩敷企画官から上司である内閣総務官に送付したと記憶しております。その上で、内閣官房が、内閣法制局に対し（誰から誰宛てであり、また、CC に誰が入っていたかは記憶していません。）、修正後の案段階文書をメールで送付したところ、令和 4 年 7 月 14 日、内閣法制局の乗越参事官から私宛てに電話で意見がない旨回答がありました。（具体的な言葉は記憶にありませんが、電話口で「意見がない」と言われたわけではなく、「(内閣法制局) 長官まで了です」という趣旨であったと記憶しています。）。そのこと（内閣法制局長官まで了であ

る旨)を、電話で、私の上司である内閣総務官に報告しました。

内閣法制局の事務は、大きく分けて「審査事務」(内閣法制局設置法第3条第1号に規定する、閣議に附される法律案等の審査)と「意見事務」(同条第3号に規定する、法律問題に関し意見を述べる)があると認識しています。「審査事務」においては、法律案等の担当者が多数訪問して説明し、内閣法制局参事官の指摘を受け、指摘を持ち帰って対応を検討し、再度内閣法制局に赴くということを長期間にわたって行うことが一般的であると認識しています。これに対し、本件のように意見事務として内閣法制局に対して意見を求める場合は、数か月に及ぶこともある審査事務とは異なり、数日程度の短期間に意見を求めたり、担当者2名程度の少人数で訪問し、往訪後のやりとりについては電話やメールで行われること(相談の当初から電話やメールによる場合もある)が多く、私が内閣総務官室で勤務していた2年の間に、回数は定かではありませんが何度も意見事務として内閣法制局に意見を求めた経験からすると、本件が他の案件と特段異なることはなかったと認識しています。なお、内閣法制局では、第一部で意見事務が、第二部から第四部で審査事務が行われると認識しており、本件では第一部の乗越参事官を訪問しました。

案段階文書をいつ廃棄したかについては、具体的な日付は記憶していませんが、私自身は、保存する必要のない文書は紙媒体・電子媒体問わず定期的に廃棄しており、電子メールについても保存を要しない電子メールは定期的に削除しているところ、案段階文書に対する内閣法制局の修正が内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らないものであったことから、意思決定の途中段階で作成したもので当該意思決定に与える影響がない文書であるため保存の必要がないと判断し、甲9文書の内容が確定した後、同様に処理したものと思います。

そして、開示請求を受け、内閣総務官室の情報公開担当者から文書の探索指示を受けたため、私自身も執務室の机の周辺及び自身の使用する端末(公用携帯を含む)の探索を行いました。開示請求の対象となる文書は確認できませんでした。

以上